

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センター 指定管理者業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合（以下「組合」といいます。）CATV放送センターの指定管理者募集要項に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とします。

2. 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 組合CATV放送センター施設（以下「施設」といいます。）の公平性と安全確保を第一とします。
- (2) 施設の効率的・弾力的運営を行います。
- (3) 適切な広報を行う等施設の利用促進（加入者促進等）を積極的に図ります。
- (4) 利用者にとって快適な施設であることに努めます。（番組内容等の向上等）
- (5) 個人情報の保護を徹底します。
- (6) 公平な運営を行うこととし、特定の個人や団体等に有利あるいは不利となる運営をしないこと。
- (7) 令和7年3月末までに、加入者のHFCからFTTHへの移行が完了するように努めます。
- (8) 令和7年4月以降、HFCの不要な設備の撤去を速やかに行うように努めます。

3. 業務に必要な知識

- ・電気通信主任技術者（必須）
- ・電気主任技術者（必須）
- ・CATV総合監理技術者又は、第1級CATV技術者若しくは、CATV設備の受信調査、施工、システムの専門的な技術知識と実務経験を有し、CATV設備全般の設計・設置・維持管理等に関する業務を総合監理できる技術者（受信調査、施工、システムのエキスパートを取得した技術者）

なお、上記技術者を、「5. 番組制作、保守業務、FTTH通信運用業務について」で指定する委託事業者又はFTTH通信運用業務委託事業者をもって充てる場合は、契約書等で明記してください。

4. 業務の内容

指定管理者が行う業務は下記のとおりです。

- (1) 施設の管理及び運営に関すること
 - ①施設の管理・運営（総務管理）
 - ・施設の統括に関すること
 - ・中・長期計画に関すること（運営、番組内容）
 - ・予算及び決算に関すること
 - ・支出及び収入に関すること
 - ・施設備品の管理に関すること（施設台帳の管理を含みます）
 - ・自営柱土地使用料の支払いに関すること
 - ・補償契約に関すること
 - ・損害保険契約に関すること
 - ・文書及び図書の管理に関すること
 - ・職員の配置・管理に関すること
 - ・放送法に関すること（報告・届出）
 - ・電気通信事業法に関すること（報告・届出）
 - ・事故等緊急対策に関すること（防犯、防災、放送事故、障害対応等）
 - ・各種調査・報告に関すること

②料金徴収・加入者対応・営業・企画

- ・窓口受付業務に関する事
- ・課金業務に関する事(請求、収納、滞納管理、工事指示管理、システム管理)
- ・NHK衛星受信料団体一括支払に関する事
- ・CATV使用料の減免に関する事
- ・加入者管理に関する事
- ・加入者からの電話問合せ業務等に関する事(電話の時間外対応含みます)
- ・STBの設定・出庫・管理業務に関する事
- ・加入者の促進、営業活動に関する事
- ・加入促進キャンペーンに関する事
- ・番組ガイド編集、発送業務に関する事
- ・ホームページの定期更新等に関する事
- ・パンフレット、チラシ等の作成
- ・令和7年3月末までの、HFC加入者のFTTHへの移行に関する事

③番組制作・放送・管理業務、番組審議会、番組編成会議に関する事

- ・自主放送番組の制作、内容の調整に関する事
- ・番組の企画及びスケジュールの立案
- ・地上デジタル放送、BS・CSデジタル放送等の再放送業務に関する事
- ・多チャンネル番組、有料チャンネル等の番組購入に関する事
- ・広告放送、商業・観光放送の推進に関する事
- ・みらーれCM完パケ作業
- ・放送用番組内容データ入力業務
- ・送出業務(送出プログラム入力、ファイリング、議会对応)
- ・富山県ケーブルテレビ協議会事業の番組共同制作
- ・コンテンツ流通業務
- ・新聞ラテ欄の定期報告
- ・著作権団体(ジャスラック等)に関する事

④みらーれTVインターネット(HFC)に関する事

- ・HFCインターネット事業者((株)ニイカワポータル)との連絡調整
- ・インターネット料金の徴収

⑤みらーれネット(FTTH)に関する事

- ・組合が指定するFTTH通信運用業務委託事業者((株)TAM)と連携して実施

⑥ケーブルプラス電話に関する事

- ・ケーブルプラス電話事業者(KDDI(株))との連絡調整
- ・電話料金の徴収

(2) 施設及び設備の維持管理に関する事

①施設及び設備の機能保持

- ・支障移転、添架申請業務に関する事
- ・施設等の清掃に関する事
- ・工事、保守業務全般の管理に関する事
- ・維持管理(状態監視、年間待機、障害対応、図面管理)
- ・技術的管理全般(技術者の常駐、設備の運用・維持・拡張対応、技術指導)
- ・電気通信主任技術者及び電気主任技術者に関する事
- ・定期点検
- ・修繕工事
- ・設備改修に関する事
- ・各種電気設備等の耐震対策に関する事
- ・令和7年4月以降の、HFCの不要な設備の撤去に伴う調整に関する事

(3) その他業務に関すること

①関係団体との連絡調整

- ・工業会、その他各種団体等との連絡調整に関すること
- ・富山県ケーブルテレビ協議会の各種部会、各種委員会、懇話会に関すること
- ・県内ケーブル局との調整に関すること
- ・みらーれTV旗争奪野球大会に関すること

②その他

- ・自主事業に関すること
- ・その他、指定管理料の算定に含まれる業務

※上記は指定管理者が行う業務を掲載しているものであり、上記業務の執行に当たり、組合の決裁を必要とするものは別途協定書に記載します。

下記の業務は組合と連携して行うこととなります。

(1) 組合と連携して行う業務

- ・公共ネットワーク、医療ネットワーク、県マルチネット事業、防災事業に関すること
- ・中長期計画に関すること（設備更新関係）
- ・放送機器増設及びエリア拡張、幹線増設に関すること
- ・情報セキュリティに関する重要インフラ活動に関すること。

下記の業務は従来どおり組合が行います。

(1) 組合が行う業務

- ・理事会、副市町長会議、担当課長会議、議会、監査に関すること
- ・1市2町CATV担当課長会議、担当者会議に関すること
- ・予算及び決算に関すること（CATV特別会計全般）
- ・指定管理者との連絡調整
- ・指定管理者の監理監督、指導助言
- ・例規（条例・規則）整備に関すること
- ・使用料等不納欠損に関すること
- ・県・関係市町との連絡調整
- ・構成市町との連絡調整
- ・請願・陳情
- ・設備改修に関すること（設備更新や投資的改修）
- ・その他、指定管理料の算定に含まれない業務

※組合が行う業務であっても指定管理者に会議等への出席を求める場合があります。

5. 番組制作、保守業務、F T T H通信運用業務について

指定管理者は、原則として番組制作、保守業務及びF T T H通信運用業務について組合が指定する以下の業者と委託契約を締結し、業務に当たることとします。

(1) 番組制作業務：新川広域圏CATV自主放送番組制作共同企業体

（構成企業：(株)新川インフォメーションセンター、(株)新川コミュニティ放送）

(2) 保守業務：NEC ネットエスアイ(株)富山営業所

(3) F T T H通信運用業務：(株)TAM

なお、(1)～(3)の事業者が、申請又は共同企業体等の構成企業として申請する場合は、現状の委託業務内容を維持することを条件に申請を可とします。

6. 使用料の収納率低下に対する指定管理料の減額及び加入件数増加に対する営業促進委託料の支払

使用料の収納率については、ここ数年 98.5%以上を維持し続けています。

このことから、使用料の収納率 98.5%以上を維持していた場合は、指定管理料の減額は行いませんが、使用料の収納率が 98.5%未満の場合、使用料の収納率 98.5%に満たなかった分の使用料に当たる額を指定管理料から減額します。

(例) 調定額が 1,000 万円、収入済額が 980 万円だった場合、収納率は 98.0%

収納率が 98.5%の場合、収入済額が 985 万円

指定管理料から減額する額 $985 \text{ 万円} - 980 \text{ 万円} = 5 \text{ 万円}$

上記の基準に該当する場合、指定管理料の減額は翌年度の指定管理料に反映させることとし、年度協定の変更を行います。指定管理者制度最終年度においては、最終年度の 3 月 31 日の収入済額を基準額として算定し、上記の基準に該当する場合は、年度協定の変更を行い、最終年度の最終支払で精算します。

また、F T T H への移行完了後の営業促進委託料については、基本協定、年度協定とは別に契約を締結し、下記の全ての条件を満たした場合に営業促進委託料を支払います。

- ① 各コースの契約合計数が前年度及び前々年度と比較して増加していること。
- ② 年間の使用料徴収済額が、前年度と比較して増加していること、かつ、指定管理受託初年度の前年の使用料徴収済額と比較し、増加していること。
- ③ 交付額は下記のとおり算定します。※税率変更の際は別途協議します。
各コースの契約合計数の前年比増加数 × @1,100 円 × 6ヶ月分

7. 今後の課題に対する考え方

(1) 令和 7 年 3 月末までの H F C から F T T H への移行等について

令和 3 年度までに幹線の F T T H 化を完了し、令和 4 年 4 月から F T T H によるテレビとインターネット（組合直営の「みらーれネット。」）サービス、令和 4 年 10 月から電話サービスを開始しています。

これに伴い、H F C によるサービスを令和 7 年 3 月末で終了し、H F C の不要な設備を撤去することとしていますことから、H F C の加入者には、令和 7 年 3 月末までに F T T H へ移行していただくなどの必要があります。

現在、テレビについては切替工事の申込受付・加入促進、インターネット及び電話については加入促進をしており、テレビ 23,500 世帯、インターネット 6,000 世帯、電話 2,500 世帯の獲得を目指しています。

8. 協議

指定管理者はこの仕様書に規定する指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、組合と協議し決定することとします。